

神戸市外国語大学学長選考・解任審査等規則

2023年4月1日

規則第63号

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規則は、神戸市外国語大学学長選考会議規則（2023年4月規則第61号。以下「選考会議規則」という。）第2条、第8条及び第10条第2項の定めに基づき、神戸市外国語大学の学長（以下「学長」という。）の選考、解任審査等に関し、他の法令及び例規に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

第2章 選考

(選考の時期)

第2条 選考会議は、次の各号の一に該当する場合に学長を選考する。

- (1) 学長の任期が満了するとき
- (2) 学長が辞任を申出たとき
- (3) 学長が欠けたとき

2 学長の選考は、前項第1号に該当するときは、任期満了の2ヶ月以前に、前項第2号又は第3号に該当するときは、すみやかにこれを行う。

(選考の基準)

第3条 学長の選考は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ大学における教育研究活動を適切かつ効果的に運営することができる能力を有する者のうちから行わなければならない。

(選考の方法)

第4条 選考会議は、学内の意向聴取手続きとして実施する投票（以下「意向投票」という。）結果を踏まえて審議し、学長の選考を行う。

2 選考会議は、意向投票において、学長候補者（以下「候補者」という。）となった者の中から、前項に定める選考を行うものとする。

3 選考会議は、候補者が1名以下のときは、前項の定めにかかわらず、次の各号に掲げる事項を行うことができる。

- (1) 候補者以外の者を選考すること。
- (2) 議決により、再度、意向投票を実施すること。

4 選考会議は、選考結果を選考会議規則第8条第1項の定めに基づき、理事長へ申し出るとともに、選考結果、選考経緯及び選考理由を学内に公表するものとする。

(意向聴取手続き)

第5条 前条第1項に定める学内の意向聴取手続きは、候補者の推薦、候補者の所信表明、意向投票の順により行う。

2 前項に定める候補者の推薦及び意向投票ができる者（以下「意向投票権者」という。）

は、専任の教員及び事務職員とする。ただし、事務職員については、係長以上の職にある者に限るものとする。

(選考時期等の公示)

第6条 選考会議は、学長の選考を開始するに当たり、前条に定める候補者の推薦受付期間、意向投票に関する公示日及び投票日又は投票期間その他学長選考に関する日程を決定し、公示（以下「選考時期等の公示」という。）する。

2 前項に定める公示は、候補者の推薦受付開始日の7日以前に行うものとする。

3 第1項に定める公示は、神戸市公立大学法人定款（以下「定款」という。）第7条に定める公告の方法によらず、意向投票権者に適切に伝達できる方法により行うものとする。

(意向投票管理委員会)

第7条 選考会議は、学長意向投票管理委員会（以下「管理委員会」という。）を設け、第5条に定める手続に関する事務を、選考時期等の公示に基づいて管理させる。

2 管理委員会は、意向投票権者の中から、次の各号に掲げる者（以下「委員」という。）をもって組織する。

(1) 教授会から選出された者 6名

(2) 事務局から選出された者 2名

3 前項に定める委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員が学長候補者として推薦され、これを承諾したときは、前項の定めにかかわらず委員としての資格を失う。

5 委員が欠員となったときは、教授会又は事務局において、すみやかに補充する者を選出しなければならない。

6 管理委員会には委員長を置く。委員長は、委員の互選により選出する。

7 管理委員会は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

(1) 候補者の推薦の募集、受付及び候補予定者の意向確認に関する事項

(2) 候補者の所信表明の実施に関する事項

(3) 意向投票の管理に関する事項

8 管理委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き議決することができない。

9 管理委員会の議決は、出席した委員の過半数で決し、可否同数の時は委員長の決すところによる。

(候補者の推薦)

第8条 意向投票権者は、5名以上でもって、推薦受付期間に候補者に推薦する者（以下「被推薦者」という。）を管理委員会委員長に対して推薦することができる。

2 前項に定める推薦ができる者は、第6条に定める公示のあった日に、意向投票権者

である者とする。ただし、休職、停職及び長期出張中の者を除く。

- 3 被推薦者は、候補者となることを承諾した場合にのみ、候補者となるものとする。
- 4 候補者となる者は、経歴等について、管理委員会が定めるところにより、提出しなくてはならない。
- 5 管理委員会は、推薦、承諾の結果等候補者に関する事項について、次条に定める意向投票の公示までに、選考会議に報告しなければならない。

(意向投票等に関する公示等)

第9条 管理委員会は、候補者の氏名、所信表明の方法及び第11条に定める意向投票に関する事項について、学内に公示しなければならない。

- 2 前項に定める公示は、意向投票日又は投票期間を設ける場合においては、その初日の14日以前に行うものとする。

(所信表明)

第10条 候補者は、前条に定める公示日以降に管理委員会が定める方法によって、所信の表明を行わなければならない。所信表明の内容は、事前に文書により管理委員会へ提出しなくてはならない。

- 2 管理委員会は、候補者が、文書等により所信を表明できる機会を与えなくてはならない。

(意向投票)

第11条 意向投票は、投票日に投票所で投票を行う。ただし、社会状況等により選考会議が必要と認めるときは、意向投票期間を設け、また、郵送等による投票方法をとることができる。

- 2 意向投票ができる者は、投票日又は投票期間を設ける場合においてはその初日に意向投票権者である者とする。ただし、休職、停職及び長期出張中の者を除く。
- 3 前項で定める意向投票をできる者が、やむを得ない事由により、投票日に自ら投票所へ行くことができないときは、別に定めるところにより期日前投票を行うことができる。ただし、8日間以上の投票期間を設けるときはこの限りではない。
- 4 意向投票は、無記名で行うものとする。
- 5 意向投票の結果、投票総数の過半数を得た候補者を1位とし、その他の候補者については、得票の多い者から順位を付けるものとする。
- 6 投票総数の過半数を得た候補者がいないときは、上位2名による決選投票を1回に限り行い、順位を付ける。ただし、末位に得票同数の者がいるときは、その者も含めて決選投票を行う。
- 7 候補者が1名のときは、前2項を適用しない。

(意向投票結果の報告)

第12条 管理委員会は、意向投票の結果及び候補者の所信表明等を選考会議に報告しなければならない。

(適用除外)

第13条 推薦受付期間終了時点において、候補者が存在しないときは、第9条から前条は適用しない。

第3章 解任審査

(解任理由等)

第14条 学長は、地方独立行政法人法（平成15年法律第108号）第16条に定める欠格事項に該当する場合のほか、選考会議が、理事長へ解任の申出を行うことにより、理事長より解任されるものとする。

2 前項に定める選考会議の解任の申出は、選考会議での解任審査の結果、学長が次の各号の一に該当する場合に限り行うことができる。

- (1) 心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認められるとき
- (2) 職務上の義務違反があるとき
- (3) 職務の遂行が適当でないため、業務の実績が悪化した場合であつて、引き続き当該職務を行わせることが適切でないとき
- (4) その他学長として、真に適格でない理由があると認められるとき

(解任審査請求)

第15条 選考会議による学長の解任審査は、選考会議が自ら解任審査の必要を認めた場合のほか、次の各号の一に該当するときに、選考会議が解任審査を行うものとする。

- (1) 教育研究評議会又は経営協議会のいずれかにおいて、構成員の3分の2以上の議決により解任審査請求の議決が行われたとき
- (2) 意向投票権者の過半数による解任審査請求がなされたとき

2 前項各号に定める解任審査の請求は、解任審査請求理由を付し、選考会議議長に対して行うものとする。

3 解任審査の請求があつたときは、すみやかに選考会議を招集し、解任審査を開始する決定をしなければならない。

4 第1項第2号に定める解任審査の請求ができる者は、請求日において、意向投票権者である者とする。ただし、休職、停職及び長期出張中の者を除く。

(解任審査)

第16条 選考会議は、学内の意向聴取手続として実施する投票（以下「解任意向投票」という。）の結果を踏まえ、学長の解任審査を行うものとする。

2 選考会議は、解任審査の結果を、審査の経緯及びその理由を付して、学内に公表するものとする。

3 選考会議は、解任審査の結果、学長を解任することが適当であると議決したときは、選考会議規則第8条第2項の定めに基づき、理事長に対して申し出るものとする。

4 選考会議は、解任意向投票に関する事務を第7条に定めた管理委員会に行わせるものとする。

(解任意向投票の公示)

第17条 選考会議は、解任意向投票を実施するに当たり、解任理由、学長の意見表明に関する事項及び解任意向投票日又は投票期間並びに第19条に定める解任意向投票に関する事項を決定し、公示するものとする。

2 前項に定める公示は、解任意向投票日又は投票期間を設ける場合においてはその初日の14日以前に行うものとする。

3 第1項に定める公示は、定款第7条に定める公告の方法によらず、解任意向投票権者に適切に伝達できる方法により行うものとする。

(学長の意見表明)

第18条 学長は、前条に定める公示日以降、管理委員会が定める方法によって、解任理由に対する意見の表明を行わなければならない。意見表明の内容は、事前に文書により管理委員会へ提出しなくてはならない。

2 管理委員会は、学長が、文書等により意見を表明する機会を与えなければならない。

(解任意向投票)

第19条 解任意向投票は、投票日に、投票所で投票を行う。ただし、社会状況等により選考会議が必要と認めるときは、解任意向投票期間を設け、また、郵送等による投票方法をとることができる。

2 解任意向投票の実施については、前条に定めた公示に基づいて管理委員会が行う。

3 解任意向投票は、無記名で行うものとする。

4 第3項に定める解任意向投票ができる者は、投票日当日又は投票期間を設ける場合においてはその初日において、意向投票権者である者とする。ただし、休職、停職及び長期出張中の者を除く。

5 前項で定める解任意向投票ができる者が、やむを得ない事由により、投票日に自ら投票所へ行くことができないときは、別に定めるところにより期日前投票を行うことができる。ただし、8日間以上の投票期間を設ける場合においてはこの限りではない。

(解任意向投票結果の報告)

第20条 管理委員会は、解任意向投票の結果を選考会議へ報告しなければならない。

第4章 雑則

(雑則)

第21条 学長の選考及び解任審査に関する管理運営の疑義及びこの規則に定めのない事項については、選考会議がこれを決定する。

2 この規則の改廃は、選考会議の議長が選考会議に諮って行う。

3 この規則の実施について必要な事項は、選考会議の議長が選考会議に諮って定める。

附 則

1 この規則は、2023年4月1日から施行する。

2 公立大学法人神戸市外国語大学学長選考・解任審査等規程(2008年4月規程第4号)

は、廃止する。